

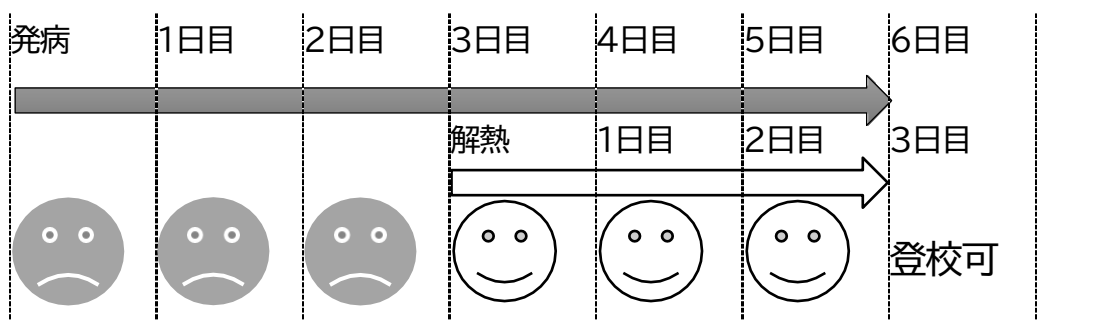
インフルエンザによる出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

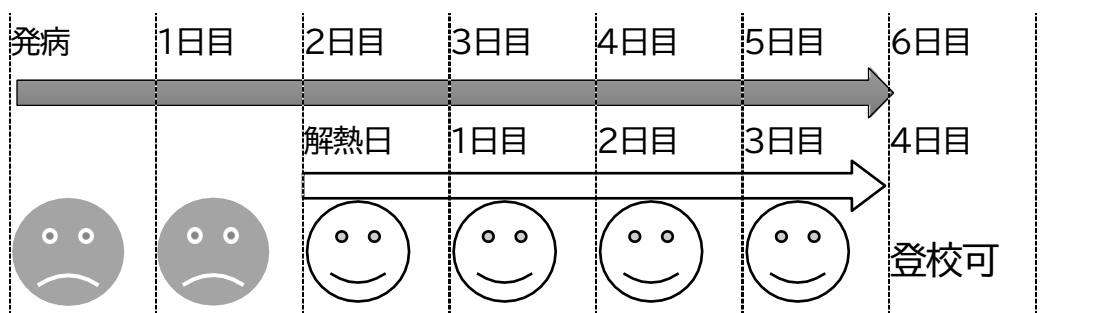
- ・解熱後2日を経過していること
- ・発症後5日を経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。

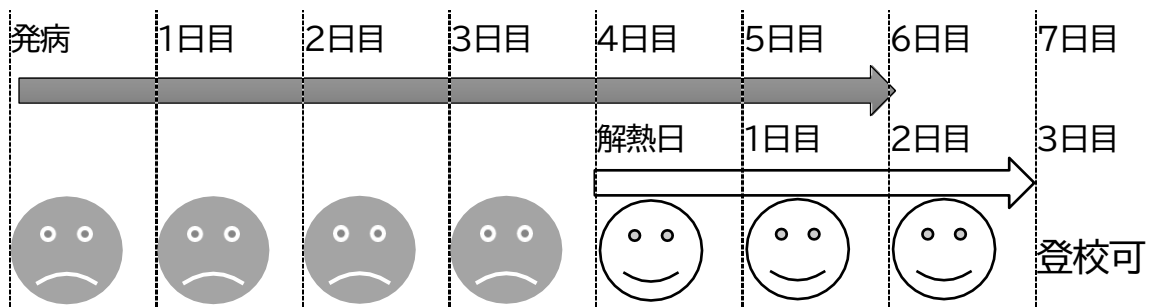
日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過していますが、発症後5日を経過していないので登校できません。
発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過しているも、解熱後2日は経過していない為、登校できません。
発症後7日目に登校できます。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。新型コロナウイルス感染症の発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

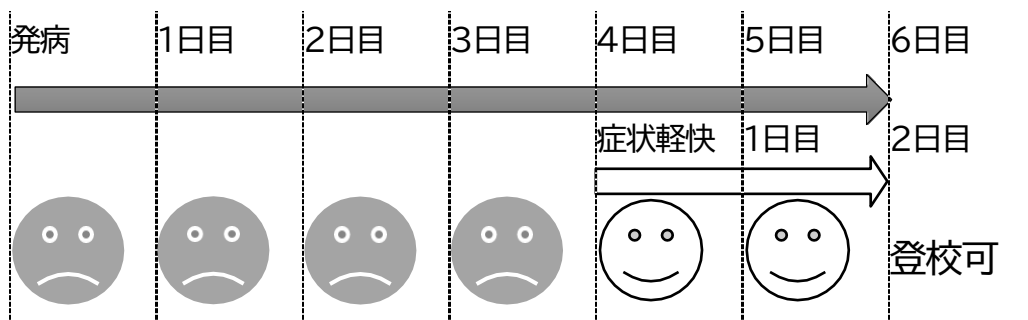
・症状軽快後1日経過していること

(症状軽快とは解熱剤を使わず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します)

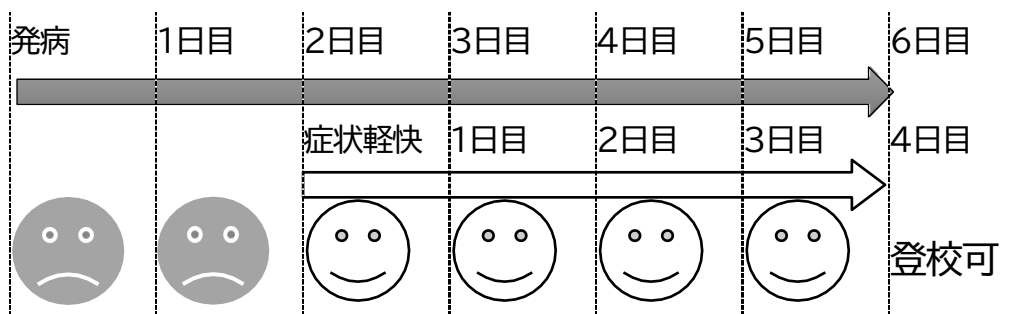
・発症後5日経過していること

(無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで)

日数の数え方は症状が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。

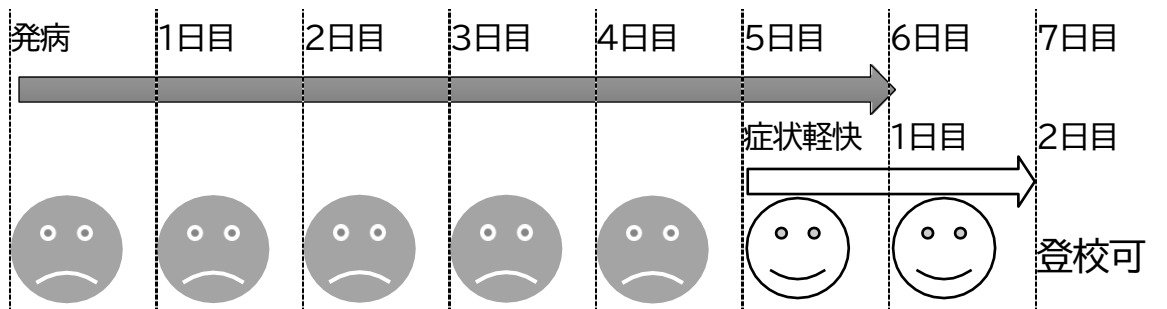


この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、症状が軽快して1日以上経過していますが、発症後5日を経過していないので登校できません。

発症後 6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過しているても、症状軽快から1日は経過していない為、登校できません。

発症後7日目に登校できます。